

— 目次 —

第1章 基本的な考え

- 1 基本指針策定の趣旨 1
- 2 基本指針の性格と目標 1

第2章 人権を取り巻く状況

- 1 国際的経過 3
 - ～世界人権宣言採択60周年～ 4
- 2 国及び県の動向 4
- 3 朝倉市の取り組み 5

第3章 人権教育・人権啓発の推進

- 1 人権教育・人権啓発のあり方 7
 - (1) 連携と協働による多様な機会の提供 7
 - (2) 生涯を通じた人権教育・啓発の推進 7
 - (3) 市民の自主性の尊重と人権教育・啓発における主体性の確保 8
- 2 人権教育・人権啓発の推進方針 8
 - (1) 学校教育等における人権教育の推進 8
 - (2) 社会教育における人権教育の推進 9
 - (3) 市民に対する人権啓発の推進 9
 - (4) 企業・団体等に対する人権啓発の推進 10

第4章 分野別施策の推進

- 1 同和問題 11
 - (1) 現状と課題 11
 - (2) 施策の方向性 13
- 2 女性の問題 15
 - (1) 現状と課題 15
 - (2) 施策の方向性 16
- 3 子どもの問題 17
 - (1) 現状と課題 17
 - (2) 施策の方向性 17

4 高齢者の問題	19
(1) 現状と課題	19
(2) 施策の方向性	19
5 障がい者の問題	21
(1) 現状と課題	21
(2) 施策の方向性	22
6 外国人の問題	24
(1) 現状と課題	24
(2) 施策の方向性	26
7 AIDS (エイズ)・HIV感染者・ハンセン病患者等の問題	27
(1) 現状と課題	27
(2) 施策の方向性	27
8 その他の人権問題	29
(1) 現状と課題	29
(2) 施策の方向性	29

第5章 基本指針の推進

1 推進体制	30
2 連携及び協力	30
3 指針の見直し	30